

○国立大学法人上越教育大学における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する細則

(平成30年 1 月31日細則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この細則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び国立大学法人上越教育大学個人情報保護規程（平成17年規程第 5 号。以下「規程」という。）第20条第 4 項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の独立行政法人等非識別加工情報の提供に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この細則において「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは、独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国の機関
- (2) 独立行政法人等
- (3) 地方公共団体
- (4) 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

2 前項に定めるもののほか、この細則における用語の定義は、規程第 2 条の定めるところによる。

(提案の募集)

第 3 条 本法人は、本法人が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に次条第 1 項の提案の募集をする旨の記載があるものに限る。以下同じ。）について、毎年度 1 回以上、当該募集の開始の日から 3 0 日以上の間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により提案を募集するものとする。

2 提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 4 条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、本法人に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案をしようとする者は、独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記第 1 - 1 号様式）を提出しなければならない。

3 前項の提案書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第 2 号様式）
- (2) 独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
- (3) 提案をする者の本人確認書類
- (4) 委任状（代理人による提案をする場合に限る。）（別記第 3 号様式）

4 本法人は、提出された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十

分であると認めるときは、提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) 法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (5) 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により同法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第6条 本法人は、第4条第1項の提案があつたときは、当該提案が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- (1) 提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が、1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
 - (3) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いる加工の方法が第9条第1項の基準に適合するものであること。
 - (4) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法その他当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供される事業の内容が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
 - (5) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を事業に供しようとする期間が当該提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。
 - (6) 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに当該独立行政法人等非識別加工情報漏えいの防止その他当該独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講じる措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
 - (7) 本法人が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に、本法人の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。
- 2 本法人は、第4条第1項の提案があつたときは、前項に規定する基準による審査を行うため、審査委員会を設置するものとする。この場合において、審査委員会の委員は、学長が指名するものとする。

3 本法人は、前2項の規定により審査した結果、第4条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書（別記第4－1号様式）により通知するとともに、契約の締結に関する書類を送付するものとする。

4 本法人は、第1項及び第2項の規定により審査した結果、第4条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、当該提案をした者に対し、審査結果通知書（別記第5－1号様式）により、理由を付して、通知するものとする。
（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第7条 個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る第4条第1項の提案については、当該提案に係る個人情報ファイルに、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、前条第3項の通知をするにあたり、当該情報に係る第三者に対し、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書（別記第6号様式）により、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 本法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の通知に先立ち、当該第三者に対し、保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書（別記第7号様式）により、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供する場合であって、当該第三者に関する情報が独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を情報公開法第7条の規定により非識別加工情報へ加工して提供しようとするとき。

3 前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書（別記第8号様式）により、第4条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この細則を適用する。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第8条 第6条第3項の規定による通知を受けたものは、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別記第9号様式）の提出により、本法人との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（独立行政法人等非識別加工情報の作成等）

第9条 本法人は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして、次の各号に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。

（1）保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しな

い方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

- (2) 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に本法人において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

2 前項の規定は、本法人から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第10条 法第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に作成された独立行政法人等非識別加工情報の概要等が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、情報公開・個人情報保護窓口において、又は郵送により、作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書（別記第1－2号様式）を提出し、本法人に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第4条から第6条まで及び第8条の規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第6条第1項、第3項及び第4項中「第4条第1項の提案」とあるのは「第10条第1項の提案」と、同条第1項中「次の各号」とあるのは「次の第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「別記第4－1号様式」とあるのは「別記第4－2号様式」と、同条第4項中「別記第5－1号様式」とあるのは「別記第5－2号様式」と読み替える。

（記載事項変更申出書）

第11条 第4条第1項又は前条第1項の規定により提出した提案書の記載事項に変更が生じたとき（前条第1項後段の独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときを除く。）は、記載事項変更申出書（別記第10号様式）を本法人に提出しなければならない。

（手数料）

第12条 第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程（平成

16年規程第65号) 第21条の2に規定する独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料を本法人に納めなければならない。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第13条 本法人は、第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第5条各号(第10条第2項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第14条 独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第9条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(以下「独立行政法人等非識別加工情報等」という。)の適切な管理のための必要な措置については、本法人が保有する個人情報の管理措置の例による。

2 本法人から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者は、受託した業務を行う場合について、独立行政法人等非識別加工情報等の漏えいを防止するために必要なものとして次に定める基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確にすること。
- (2) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(従事者の義務)

第15条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する本法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
 - (2) 前条第2項の受託業務に従事している者又は従事していた者
- (その他)

第16条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成30年1月31日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

別記第 1－1 号様式（第 4 条関係）

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、以下のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足る事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - （1）利用の目的
 - （2）利用の方法

(3) 利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R

(2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、本学ホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。

2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。

3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、国立大学法人上越教育大学において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。

5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。

6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。

7. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第 1－2 号様式（第10条関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）

第44条の12第1項前段

第44条の12第1項後段 の規定により、以下のとおり作成された独立行政法人等

非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用

（1）利用の目的

（2）利用の方法

（3）利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 ☐ CD-R ☐ DVD-R

(2) 提供方法 ☐ 窓口受領 ☐ 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第2号様式（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）

第44条の5第3項

第44条の12第2項において準用する第44条の5第3項 の規定により提案する者

（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第3号様式（第4条関係）

委 任 状

受任者 郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名 印
連絡先

上記の者を代理人とし、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項・第44条の12第1項前段・第44条の12第1項後段、第44条の9及び第44条の13の規定による手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 郵便番号
(ふりがな)
氏 名 印
(ふりがな)
住所又は居所
連絡先

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。
3. 委任者が法人その他の団体にあつては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
5. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第 4－1 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人上越教育大学
学長



年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人上越教育大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、次に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

- ・独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別紙第9号様式）
- ・独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約書

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第 4－2 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人上越教育大学
学長



年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので，同条第2項の規定により，以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

国立大学法人上越教育大学長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は，下記2. に従って手数料を納付の上，次に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

- ・独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（別紙第9号様式）
- ・作成された独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約書

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは，日本工業規格A4とすること。

別記第 5－1 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人上越教育大学
学長



年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の 7 第 1 項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第 3 項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の 7 第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第 5－2 号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

国立大学法人上越教育大学
学長



年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について，以下の理由により，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので，同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は，適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とすること。

別記第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報等を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

（第三者） 様

国立大学法人上越教育大学
学長



あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 上記個人情報ファイルの記録項目

4. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要
5. 意見書の提出先 国立大学法人上越教育大学総務課
6. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

保有個人情報等を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書

（第三者） 様

国立大学法人上越教育大学
学長



あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定による独立行政法人等非識別加工情報に係る提案がなされました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第2項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称

2. 提案がなされた日

3. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第2項第1号又は第

2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
(区分)
(理由)

4. 上記個人情報ファイルの記録項目

5. 作成を予定している独立行政法人等非識別加工情報の概要

6. 意見書の提出先 国立大学法人上越教育大学総務課

7. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第8号様式（第7条関係）

年 月 日

独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する意見書

国立大学法人上越教育大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

印

連絡先

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会書」について、次のとおり意見を提出します。

1. 照会のあった個人情報ファイルの名称

2. 意見

（1）自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無

（該当する項目にチェック）

☐ 無 ☐ 有（反対）

（2）その他

記載要領

1. 自筆で記入したときは、押印を省略できる。
2. 連絡先には、連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
3. 上記2.（2）の「その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。
4. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第9号様式（第8条関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

国立大学法人上越教育大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）

第44条の9

第44条の12第2項で準用する第44条の9 の規定により独立行政法人等非識別加工

情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第10号様式（第11条関係）

年 月 日

記載事項変更申出書

国立大学法人上越教育大学長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。） 印

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」又は「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、記載事項に変更があったので、次のとおり申し上げます。

1. 変更内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考

2. 変更事項に係る添付書類名

記載要領

1. 氏名の変更の場合、氏名にふりがなを付すこと。

2. 独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに従事する者（以下「取扱従事者」という。）に変更が生じた場合、当該取扱従事者の氏名，所属部署，連絡先等を「備考欄」に記載すること。
3. 取扱従事者でなくなった者が個別に取り扱っていた独立行政法人等非識別加工情報に関する安全管理の具体的な措置内容を「備考欄」に記載すること。
4. 上記 1. の「変更内容」欄に記載する場合に煩雑となるときは，別紙とすること。
5. 上記 2. の「変更事項に係る添付書類名」に列記した書類を添付すること。
6. 用紙の大きさは，日本工業規格 A 4 とすること。